



碧南市ふるさと応援 寄附金が大ブレイク中

昨年9月1日から始めました碧南市ふるさと応援寄附金制度が大ブレイク中です。この制度で集まった寄附金は、9月1日から12月31日までで、約1億9千万円でした。全国順位は20位程ですが、県内の自治体のなかでは、ダントツ1位状態であります。

ふるさと納税制度とは、応援したい自治体に寄附した場合、2千円を超える部分について、一定の限度額まで（限度額はケースによって異なりますが、300万円以上の給与所得があれば、1万円以上の寄附ができる可能性があります。簡易な限度額計算システムが総務省のホームページなどに準備されており、各人の条件を入力すると即座に計算されます。一般的には個人住民税所得割額の10%）、

所得税、県住民税、市住民税を合わせて全額控除される仕組みです。毎年1月1日から12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに、寄附先の自治体からもらった領収書を添付して確定申告を行うことにより控除されます（2015年からは、特定の給与所得者については確定申告を省略することもできます）。現在、全国約千800市町村のうち千以上の市町村で、プレゼント付のふるさと応援寄附金制度を採用しています。このような状況のなかで、碧南市も西三河のなかでは比較的早めに、本格的なプレゼント付ふるさと応援寄附金制度を昨年9月から運用開始しました。地元企業の活性化にもなりますし、現制度上では、碧南市民が碧南市に寄附しても、所得税控除分と県住民税控除分で補てんされますので、市に入る歳入が減ることはありません。市民の皆さんも含め、皆で碧南市ふるさと応援寄附金制度を盛り上げて頂ければ幸いです（ちなみに、平成26年中に碧南市民でこの制度を利用した人は、139件396万円でした）。

平成27年の国の方針では、税額控除される金額が平成26年の2倍に引き上げられるとのこと。都会に住んでいる人でまだこの制度を使っていない人も多いと思います。今後もとあるごとに碧南市の物産をPRして、ふるさと応援寄附金を獲得していきましょう。

浄化槽の設置 に補助します

問合せ 環境課ごみ減量係



市では、生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全をするため、生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）を、し尿と一緒に処理する高度処理型浄化槽の設置に対し、補助金を交付しています。また、合併処理浄化槽への転換に対しても補助金を交付しています。

※申請は必ず設置工事前に済ませてください。

対象 主に居住用の建物または延床面積の2分の1以上が居住用の建物に10人槽以下の高度処理型浄化槽を設置する人、転換を行う人

※工事完了時、碧南公共下水道事業認可区域や衣浦東部流域下水道事業認可区域の場合、対象となりません。

補助額 各人槽ごとの浄化槽の設置費用の4割相当分（1,000円未満の端数は切り捨て）

※補助は予算の範囲内で先着順です。

対象	人槽区分	補助上限額（円）
浄化槽への転換	5	332,000
	6～7	414,000
	8～10	548,000
高度処理型浄化槽の設置または高度処理型浄化槽への転換	5	444,000
	6～7	486,000
	8～10	576,000

●高度処理型浄化槽とは、放流水の総窒素濃度が15mg/ℓ以下または総リン濃度1mg/ℓ以下の機能を有するものです。

●転換とは、使用中の単独処理浄化槽またはくみとり便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合をいいます。

●転換の際、単独処理浄化槽またはくみとり便槽を撤去する場合は撤去費用の4割相当（1,000円未満の端数は切り捨て、上限90,000円）を補助します。